

要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度 以上）又は要介護3以上の認定後に介護保険サービスを1年間利用していない方を、同居して介護しているご家族等に、介護の慰労と居宅生活継続を支援するため、申請により家族介護慰労金（年額10万円）を支給します。

支給要件（以下の被介護者要件、介護者要件の全ての要件を満たすこと）

被介護者の要件（介護を受けている方の要件）

介護保険の要介護認定で要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度 以上）又は要介護3以上の認定を受け、認定有効期間の開始日から1年以上経過している。

上記の要介護度の認定有効期間中に、1年間介護保険サービスを利用せず（年間10日以内のショートステイ、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の利用を除く）、年間90日以上入院をしていない。

世田谷区内に住所があり、住民税が非課税世帯である（介護を受けている場所は、世田谷区内の住居であること）。

介護者の要件（介護を行っている方の要件）

上記の要介護認定を受けている方と同居して介護しているご家族〔親族等（同性パートナー等を含む）〕。

（介護しているご家族が複数いる場合、そのうちの代表者1人が申請できます。）

世田谷区内に住所があり、住民税が非課税世帯である。

介護をすることで報酬・謝礼を受け取っていない。

支給対象期間（申請を行う日の時点で、2年を過ぎていない期間であること）

要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度 以上）又は要介護3以上の認定有効期間の初めの日から1年間（支給対象期間を通じて、要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度 以上）又は要介護3以上と認定されていること）。

支給2回目以降の対象期間は、前回支給対象期間の満了日の翌日から1年間。

要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度 以上）又は要介護3以上の認定後に他の市区町村から転入した場合、又は転出後に再転入した場合は転入日から1年間。

要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度 以上）又は要介護3以上の認定後、介護保険サービスを利用した場合は、（年間10日以内のショートステイ、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の利用を除くサービス）最後にサービスを利用した日の翌日から1年間。

支給金額

上記1年間の支給対象期間に、介護を受けている方1人につき10万円

必要書類（ は、受付窓口に用意してあります）

家族介護慰労金支給申請書

口座振替依頼書

医療保険被保険者証（介護を受けている方の健康保険証）

介護保険被保険者証（介護を受けている方のもの）

申請時には不要ですが、区外から転入している場合などに住民税課税（非課税）証明書の提出を

お願いすることがあります（必要な場合には後日介護保険課より連絡いたします）。

申請方法

お住いの地域を担当している総合支所保健福祉課地域支援、もしくは介護保険課保険給付係へ「家族介護慰労金支給申請書」等をご提出ください。（郵送申請も可）

実態調査

支給要件の確認後、担当の総合支所保健福祉課の職員が、介護のご様子の実態を調査に伺います。その際、お困りのことなどがありましたら、遠慮なくご相談ください。

慰労金の支給

介護保険と医療保険の利用状況の確認が必要となりますので、慰労金の支給まで3～5ヶ月かかる場合があります。

必要な確認を行った後、「家族介護慰労金支給決定通知書」をお送りし、申請時に指定された口座に慰労金を振り込みます。

問合せ・申請先

世田谷区 高齢福祉部 介護保険課 保険給付係		
〒154-8504	世田谷区世田谷 4-21-27	5432-2646
世田谷総合支所	保健福祉課 地域支援	5432-2850
北沢総合支所	保健福祉課 地域支援	6804-8701
玉川総合支所	保健福祉課 地域支援	3702-1894
砧総合支所	保健福祉課 地域支援	3482-8193
烏山総合支所	保健福祉課 地域支援	3326-6136

下記の介護給付（いずれか1種類以上）を支給対象期間内に利用していると、家族介護慰労金支給の対象となりません。

- 1 居宅介護サービス費 / 特例居宅介護サービス費
 - ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護
 - ・通所リハビリテーション ・居宅療養管理指導
 - ・通算11日以上の短期入所生活介護 ・通算11日以上の短期入所療養介護
 - ・特定施設入居者生活介護
- 2 施設介護サービス費 / 特例施設介護サービス費
 - ・指定介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・指定介護療養型医療施設
 - ・介護医療院
- 3 地域密着型サービス費
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護
 - ・地域密着型介護福祉施設入所者生活介護
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護
 - ・地域密着型通所介護